

公的年金等の源泉徴収票が発送されます

令和3年中に厚生年金保険や国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた方に、金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構から送付されます。

問合せ 旭川年金事務所

☎27-1611
(役場窓口・税務定住課 住民室)

▼VU7

消費者庁若者ナビの開設

若い方の消費者トラブルを未然に防ぎ、消費生活の知識を普及させるため、LIFEを活用した『消費者庁 若者ナビ!』が開設されました。もうけ話や美容・脱毛に関すること、マッチングアプリ、クーリング・オフ、ネット通販など、知っておいて欲しい事やもしもの時の相談先などが提供されています。

今年4月から成人年齢が18歳になります。成人として契約を結ぶようになり、契約を取り消すことができなくなりますが、消費者トラブルに遭わないために、『消費者庁 若者ナビ!』を登録し最新情報をチェックしましょう。



問合せ 税務定住課 住民室
☎役場 内線112・113

資源ごみの分別を再確認!

資源ごみの出し方が不適切で、回収できずにごみステーションに残ってしまう事例が増えています。残ったごみ袋は町内会の担当者が対応せざるを得ない状況です。資源ごみとは、製品にそれぞれのマークがついているものを指します。分別の再確認をお願いします。



▼ペットボトル

① 識別表示を確認し、キャップやラベルはプラスチック製容器包装に分別。

② 中をすすいで、つぶさずに出してください。

▼プラスチック製容器包装



① 識別表示を確認しましょう。プラマシマのついた食品の包装袋や食品用トレイ、発砲スチロールなどが対象です。プラスチック製の食器や植木鉢などは燃やせるごみです。② 汚れているものは洗い、乾燥させてから出してください。

▼缶類

① 識別表示を確認し、キャップやラベルはプラスチック製容器包装に分別。

② 内部キャップも対象です。



税務定住課

家庭で不要になったパソコンを無料回収!

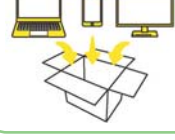
町と提携しているリネットジャパンリサイクル(株) (国の認定事業者) が、不要になったパソコンを宅配便で回収します。ご利用方法はとってもカンタン!

①リネットジャパンへ申込
<https://www.renet.jp>



②段ボールに詰める

1箱分(3辺合計 140cm・重さ 20kg 以内)を無料回収
・データはご自身で消去してください(無料消去ソフトあり)
・他の小型家電や周辺機器も一緒に回収可能



③宅配業者が希望日時に自宅から回収



詳しくはリネットジャパンへ ▶ ☎ 0570-085-800(10:00-17:00) ※HPのほか、電話でも申込可能

住民基本台帳の閲覧状況 (令和2年12月~令和3年11月)

税務定住課 住民室

| 請求者 | 請求理由 | 閲覧に係る住民範囲 | 閲覧年月日 |
|------------------|------------------------------|-------------------------------|------------|
| (株)インテージリサーチ | 旅行・観光消費動向調査(国土交通省) | 西町1~5丁目 | 令和3年5月26日 |
| 昇寿チャート(株) | 北海道の人口減少などに関する意識調査(北海道総合政策部) | 南町4丁目 18歳以上10名 | 令和3年7月29日 |
| (一社)新情報センター | ゲーム障害に関する全国標準サンプリング調査 | 西町1~3丁目、令和3年12月1日現在で10~59歳の男女 | 令和3年10月14日 |
| 防衛省 自衛隊旭川地方協力本部長 | 自衛隊法「自衛官募集業務」の対象者抽出 | 平成18年4月2日~同19年4月1日生まれの男 | 令和3年10月26日 |
| (一社)中央調査社 | 家族の法制に関する世論調査(内閣府政府広報室) | 北町4・5丁目、満18歳以上 | 令和3年11月9日 |

※住民基本台帳法により請求者を公表。請求者が閲覧できる情報は住所、氏名、生年月日、性別のみ。

建設工事の入札結果のお知らせ

都市建設課

| 入札日 | 業務名等 | 請負業者 | 請負価格(税込み、円) | 契約方法等 |
|--------|----------------|--------|-------------|--------|
| 11月26日 | キトウシ保養施設敷地造成工事 | (株)藤田組 | 25,520,000 | 指名競争入札 |

をすすぎ、つぶさずに出してください。

注意事項

▼一斗缶や汚れの酷い物は燃やせないゴミです
▼スプレー缶(整髪料、殺虫剤など)や卓上ガスボンベはガスを出し切り、穴をあけずに有害ごみで出す▼詳しくは町で発行している「ごみ分別ガイド」か、東川アプリの「ごみ分別辞典」をご覧ください。

問合せ 税務定住課 住民室

☎役場 内線112・114

子育て・教育

児童保育センターの入所説明会

令和4年度の小学校新入学児や、新たに児童の利用を希望する小学生、引き続き利用を希望する小学生の保護者を対象に、入所説明会を行います。

内容 ▼児童保育の全体内容 ▼申込書類の配布、手続き ▼放課後各種事業案内

日時 1月14日(金)午後6時半
場所 地域交流センター

その他 「3密」回避のため、出席者は各家庭から1名まで。

問合せ 地域交流センター
☎82-5900

0歳児開放日「よちよち」

乳児が安心して遊べる場所をお

問合せ 税務定住課 住民室
☎役場 内線112・113

資源ごみの分別を再確認!

資源ごみの出し方が不適切で、回収できずにごみステーションに残ってしまう事例が増えています。残ったごみ袋は町内会の担当者が対応せざるを得ない状況です。資源ごみとは、製品にそれぞれのマークがついているものを指します。分別の再確認をお願いします。



▼ペットボトル

① 識別表示を確認し、キャップやラベルはプラスチック製容器包装に分別。

② 中をすすいで、つぶさずに出してください。

▼プラスチック製容器包装



① 識別表示を確認しましょう。プラマシマのついた食品の包装袋や食品用トレイ、発砲スチロールなどが対象です。プラスチック製の食器や植木鉢などは燃やせるごみです。② 汚れているものは洗い、乾燥させてから出してください。

▼缶類

① 識別表示を確認し、キャップやラベルはプラスチック製容器包装に分別。

② 内部キャップも対象です。



探しのみなさん。親子で楽しく遊びながら、お友だちを作りませんか?ご兄弟も一緒にどうぞ。

内容 自由開放(冬の遊び)・絵本読み聞かせ

日時 1月20日(木)午前10時~正午
場所 子育て支援センター プレイルーム

対象 0歳児と保護者(定員なし)

問合せ 子育て支援センター
☎82-5100

親子遊びの体験教室

親子で一緒に、いろいろな遊びを体験しませんか。

内容 お店屋さんごっこ
日時 1月27日(木)午前10時~同11時半

場所 子育て支援センター
対象 1~2歳児と保護者(10組程度、1月11日(火)より受付)

申込先 子育て支援センター
☎82-5100

子育て講演会

フラバンでアクセサリを作り

ます。(託児あり)
講師 下大園美穂さん

日時 2月3日(木)午前10時~同11時半
場所 子育て支援センター

参加料 1000円(材料費)
定員 10組程度(要予約、1月11

日(火)から受付)
申込先 子育て支援センター
☎82-5100

おひんごまつ会

日頃忙しくてお子さんとゆっくり遊ぶ時間を持ってないお父さん、一緒に遊びにきませんか。

内容 雪遊び、親子遊び、交流会
日時 2月5日(土)午前9時~同11時半

場所 子育て支援センター・幼児センター 園庭

対象 子育て中の親子(10組程度、要予約、1月11日(火)から受付)

講師 守屋陽子さん(旭川市手をつなぐ育成会相談員)

申込先 子育て支援センター
☎82-5100

教育委員会業務の点検、評価報告書の縦覧

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、昨年度実施の教育委員会業務の事業に関する報告書を公開中です。

期間 1月31日(月)まで
場所 農村環境改善センター、東川町教育委員会HP

問合せ 教育委員会 学校教育課
☎役場 内線1001

原油価格高騰等福祉支援

保健福祉課 社会福祉室 ☎82-2111 (内線501~503)

新型コロナや原油価格高騰などの影響により負担が増大していることから、冬期間の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、対象世帯に生活用品購入費の一部を助成します。

対象世帯 昨年12月1日現在で東川町に住民登録があり、次の①~③のいずれかに当てはまる世帯
①住民税非課税世帯/②均等割のみ課税世帯/③令和3年度住民税所得割課税世帯のうち、昨年1年間で収入が非課税世帯相当額等にまで大きく減少した世帯

申請方法 ①②...対象と思われる世帯には昨年12月中旬に案内を発送しましたので、申請してください。③...申し出が必要です。上記へご連絡いただいたのち、申請書類を送付します。対象期間の源泉徴収票など、減収となったことがわかる証明書をご用意ください。

助成方法 HUCポイント付与(現金支給は行いません) 申請期限 2月28日(月)

| 助成額の一覧 | | ① または ③ (①の水準相当) | ② または ③ (②の水準相当) |
|--------|--------------------|------------------|------------------|
| 世帯主 | 65歳以上の場合 | 50,000円分 | 25,000円分 |
| | 64歳以下の場合 | 30,000円分 | 15,000円分 |
| | ※ひとり親世帯の場合は右の額を上乗せ | 10,000円分 | 5,000円分 |
| 世帯構成員 | 1人につき右の額を加算 | 5,000円分 | 3,000円分 |
| | ※ひとり親世帯の場合は右の額を上乗せ | 5,000円分 | 3,000円分 |